三百万円までは無税に

住宅資金の贈与

住宅取得資金として親などから贈与を受けた場合、これまでは年間六十万円を超えたものについて、贈与税がかかっていました。

しかし、59年4月の税法改正で、親又は祖父母から住宅資金として贈与があった場合、三百万円まで非課税扱いとなる特別措置（生前贈与制）ができました。これによると、一千万円の贈与があった場合、百九十七万円（これまでは三百八十七万五千円）と、かなり軽減されます。

■生前贈与の条件

この特別措置を受けるためには、次のような条件を満たさなければなりません。

①5年以内にあなた自身が住宅を所有したことがないこと。従って、自分の家の建て替えには適用されません。購入の場合も新築に限られ、中古住宅の購入は対象外です。

②あなたの年収が六百七十七万円以下であること。高額所得者であること。あまり大規模な豪邸などには適用されません。

■2年間の時限措置

贈与を受ける相手は複数でもよく、父から二百万円、祖父から百万円もらっても、合計三百万円以下なら非課税となります。

ただし、この特別措置は59・60年の2年間の時限措置で、この時期を逃すと、非課税となるのは基礎控除額の六十万円だけとなってしまいます。注意してください。

■申告と納税

贈与税の申告は、贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までに、所轄税務署に申告することになっています。

お問合せは東金税務署（☎0475②3121）へどうぞ。

③取得する新築住宅の規模は、40～165平方メートル以内は対象になりません。

寿 敬老会

—楽しい1日をお過ごしください—

■とき　10月16日（火）

■ところ　横中講堂

お知らせコーナー

特典がたくさん 青色申告のおすすめ

青色申告をすると、専従者給与が認められるほか、青色申告控除（十万円）など多くの特典があり、節税となります。帳簿の記載方法は、最初から青色申告指導担当が指導いたします。

10月を青色申告特別勧奨月間としていますので、皆さんもこの機会に青色申告をしてみてはいかがですか。

詳しくは、東金税務署青色申告指導担当（☎0475～2～3121）にお尋ねください。（申請書は用意してあります）

妊産婦の皆さん 牛乳を特別価格でお届けします

妊産婦の皆さんに、牛乳（200㎖入り）を2か月間、20円引きでお届けする制度があります。

これは、千葉県牛乳普及協会が毎年実施しているもので、その概要は次のとおりです。

■対象　母子健康手帳をお持ちの妊婦及び産後1年以内の産婦

■申し込み期間　59年8月2日～60年1月31日

■内容　申し込んだ月の翌月から2か月間、200㎖入りの牛乳1本を、通常配達価格の20円引きでお届けします。（ただし、60年1月中に申し込みの場合は、2月ひと月分となります）

■申し込み先　家庭配達をする牛乳販売店

※お問い合わせは、千葉県牛乳普及協会（☎0472～24～4839）へどうぞ。

アンケートにご協力を

山武水道

現在、山武水道では、自主納付の方を対象にアンケート調査を実施して、便利な口座振替をお勧めしています。

納付書と一緒に、アンケートのハガキが入っています。郵送料はかかりませんので、ご記入の上、投かんしてくださるようお願いいたします。

水道についてのお問い合わせは、山武水道（☎0475～2～0521）へどうぞ。